

平成28年度加東市消防団のあり方検討委員会会議資料

と き 平成29年3月21日（火）午後7時から
ところ 加東市役所 3階 301会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）平成28年度の事業取組状況報告及び検証について

（2）平成29年度以降に実施できるよう平成28年度から取り組んでいるもの

（3）中期的な取り組み

（4）長期的な取り組み

（5）加東市消防団のあり方検討委員会の提言について

4 閉会

平成 28 年度の事業取組状況報告及び検証について

1 これまでの検討状況

回	開催年月日	検討内容
第 1 回	H27. 3/17	加東市内の消防体制の現状と消防団の必要性について
第 2 回	H27. 6/30	消防団の周知、啓蒙啓発及び団員確保対策並びに平日昼間の消防活動確保対策について
第 3 回	H27. 9/17	消防団の周知、啓蒙啓発について(前回開催分の残り)及び消防団員の処遇の改善及び装備品の充実並びに活動環境の改善について
第 4 回	H27. 12/22	小規模分団の統廃合及び定数の見直しについて
第 5 回	H28. 3/15	「加東市消防団の今後のあり方について」まとめ

2 平成 28 年度の取り組みについて

(1) 従来から実施しているもの

(ア) 消防団員の負担と感じているものを軽減するための取り組み

- (i) 操法大会の出場間隔を緩和
- (ii) 各種行事の責任出席数を減らす
- (iii) 各種まつりの駐車場係りを廃止
- (iv) 夏まつりの花火警備を団幹部が実施

<検証>

消防団員の負担を減らすため従来から実施しているものである。非常時の出動に加え、常時から訓練等で夜間や休日の出動が多い団員の負担軽減に繋がっている。しかし、操法大会の出場間隔については、間隔調整をすることで特定の年度に出動分団が突出して多くなるなど、どうしてもバラつきが生じる。また、団員数の少ない分団にとってはなかなか負担軽減に繋がりにくい。

(イ) 周知、啓蒙啓発活動

(i) 秋のフェスティバル協賛 こども放水体験

来場の児童等が防火衣を着用し、消防団幹部と一緒に放水体験及び消防車両前で記念撮影を行い、消防団員の気分を味わってもらうことで、消防団を身近に感じ、親近感を持ってもらい、将来の消防団員の入団促進に繋げている。

(平成 26 年度以降実施中。)

<検証>

参加者数 平成 26 年度 265 人、平成 27 年度 451 人、平成 28 年度 609 人

年毎に約 200 人の参加者増となっており、人気のイベントである。平成 28 年度は、加東市消防団の名入れをした子ども用の専用のヘルメットや消防服を用意し、着用していただくことで

消防団をアピールし、消防署との違いを強調した。また、同時に消防団募集のチラシなどを手渡すことで消防団の啓発を多くのご家族、若者に行うことができた。

(ii) 成人式でのPR

消防団員の活動、必要性等を明記したリーフレットを成人式の関係資料に同封し、必要性を訴えた。

(平成28年1月以降の成人式で実施済。)

<検証>

毎年、リーフレットを430枚配布している。基本的にリーフレットを他のいろいろな案内とともに配布してもらうのみであるため、効果が図れない。仮に、会場で団員等が勧誘を行ったとしても、会の雰囲気効果は見込めないと思われるため、継続してリーフレットの配布は行うがより効果的な場所での勧誘を考える必要がある。

(ウ) 消防団の装備品の充実

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に伴い、消防団員の装備の充実を図ることなどにより、地域における消防防災体制を強化した。

なお、平成27年度から幹部、団員からの要望に基づき、下表のとおり、毎年計画的に装備品を購入している。

購入年度	購入品目	数量	支給先
平成27年度	無線機用マイクロホン	171台	全分団2台、団幹部・消防署・防災課
	ヘッドライト	1,231台	全団員、団幹部
	ボルトクリッパー	75台	全分団
平成28年度	レインコート	1,205着	全団員、団幹部
平成29年度(予定)	長靴(先芯、踏抜防止板入)	全団員	全団員、団幹部
平成30年度以降(予定)	グローブ	全団員	全団員、団幹部

<検証>

装備品については、必要なものを吟味し、活動の利便性はもちろん団員を守ることを優先して整備を行ってきた。今後も継続して、整備を行っていく。

(2) 平成28年度に実施したもの

「加東市消防団×(meets)イザ！カエルキャラバン！in かとう」の実施

平成28年度は、市制10周年と言うこともあり、消防団の周知も兼ね活動等をPRする場として、市役所庁舎南側駐車場において開催した操法大会と同日に、防災イベントである「イザ！カエルキャラバン」を隣接したメモリアルガーデンにおいて開催した。

「イザ！カエルキャラバン」とは、主に保・幼・小学生等がいなくなったおもちゃを会場へ持っていくと、おもちゃをポイント制で好きなおもちゃと交換できる「かえっこバザール」を中心とした防災イベントで、会場には数々の「防災体験プログラム」コーナーを用意し、子どもたちがこれらのコーナーでプログラムをゲーム感覚で体験すると、おもちゃ交換に必要なポイントが加算され、楽しみながら防災知識を学ぶことができる。

また、お昼には災害時の非常食として市で常備しているアルファ化米の試食コーナーも設けた。

今までの操法大会は、殆ど身内で行っていたため、操法大会の存在自体あまり認識されていなかったと思われるため、大々的なPRを試みた。

(平成28年6月12日実施済。開催報告書参照)

<検証>

当日は、曇りのち雨と恵まれた天候ではなかったが、子どもたちや親子連れなど約800人もの来場者で賑わった。

イベントに、操法の優勝分団を当てるクイズを加え、高いポイントを盛り込むことにより、操法大会にも関心を持ってもらうよう工夫した。

また、メインスタッフを消防団員とすることで、親子連れや子ども達と団員が直接触れ合う機会を設けた。小さなお子さんが多く来場することが予想されたため、児童館職員もサポートスタッフとして協力してもらったが、そんなことが杞憂に終わるほど子どもたちにやさしく、また楽しく接する消防団員ばかりであり、非常に有意義なイベントであった。

隣の会場の操法大会では、多くの子ども、若い夫婦、その祖父母等に消防団が頑張っている姿も見てもらうことができ、消防団のアピールとともに、将来の消防団の入団促進にもつなげることができたと考えている。

平成２９年度以降に実施できるよう平成２８年度から取り組んでいるもの

① 加東市ホームページやＳＮＳに加東市消防団の紹介記事を掲載

消防団の役割、必要性、現状、活動内容の様子、団員募集などを写真やイラストを多く使い見やすいものにして掲載。

② 兵庫教育大学との連携

消防団の確保に向けた取り組みの一つとして、消防庁次長から消防組織法第３７条の規程に基づく助言が別添のとおりあり、この中で特に重点的に取り組んでほしい事項で、「大学生等の消防団への加入促進」も含まれていることから、大学と協議中。

③ 加東市学生消防団活動認証制度の導入

大学生等の就職活動時において、消防団活動を積極的に評価し、その実績を認証する学生消防団活動認証制度を導入予定。内容は、大学生等が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に多大なる貢献をした大学生等に対し、加東市がその功績を認証し就職活動を支援することにより、大学生等の消防団への入団を促進し、もって地域の防災力の充実強化を図るもの。別紙「加東市学生消防団活動認証制度実施要綱（案）」により検討中。

④ 企業への依頼

市内の主な企業へ、消防団の活動及び必要性などを訴え、消防団への入団及び、団員として火災等の有事の際には、その出動並びに活動に企業側としての協力を依頼。

（消防庁国民保護・防災部地域防災室長から別添、「消防団の加入促進に向けた地域の経済団体等との連携について」のとおり、消防団への加入促進に向けて、学生や女性等をはじめとした加入促進、被用者団員の増加に伴う消防団活動に対する事業所等の理解促進等について特に配慮することの依頼もあり。）

⑤ 消防団員応援事業所の導入

加東市商工会などに協力依頼予定。内容は、市内の事業所に「消防団員応援事業所」を呼びかけるチラシを配布し、協力する事業所を募集し、応募のあった事業所を「消防団員応援事業所」として登録し、ステッカーを店頭に貼ってもらう。

全団員には、団員カードを配布し、団員はこのカードを提示すると割引などの特典を受けることができることが可能となる。

⑥ 加東市職員による市役所分団の結成

消防団に加入していない職員、地元で消防団に加入している市外からの職員などで市役所分団の結成を検討している。

⑦ 団員報酬の改定

近隣市町との均衡を考慮し、消防団の処遇改善を図るため、団員報酬の改善を計画している。

⑧ 女性消防団の設立について

女性消防団の設立について、市役所分団の設立と併せて検討を行っている。

中期的取組

① 学校教育における対応

消防署と消防団の違いについて、理解されていない方が多いことから、親が子供の入団を拒否するケースも少なくなく、幼少時からの、教育の必要性が問われている。現在は、小学校等へ防災教育講義などを行うことで、消防団について話しているが、今後学校教育におけるカリキュラムとして、小中一貫校での「かとう学」での教育が行えるよう協議を図りたいと考えている。

② 操法大会における出場分団の統合

小規模分団の特徴として、高齢化がすすみ、新入団員の確保が非常に困難な中、操法大会の選手として出場する団員は毎回同じ者に偏っており、負担も重くなっている。このため、出場間隔を3年毎から、小規模分団は4年または5年間隔に緩和したところであるが、団員数が一桁の分団においては、依然として同一者による出場頻度が高いため、選手の確保が難しい状況である。

このため、操法大会の出場に限って、小規模分団でチームを編成することも検討したいと考えている。

長期的な取り組み

① 定数条例の改定

加東市消防団条例第4条の規定に基づき、消防団員の定数は1,269人と定められているが、年々減少しており、平成29年4月1日現在の実団員(予定)は1,164人となっている。

その主な原因は、加東市のみならず、全国レベルで団員の適齢期となる20歳から49歳の男性の人数が平均的に年々減少傾向にあることであり、団員のサラリーマン化とともに、生活スタイルが多種多様化し、入団を拒む若年層が年々増加しているのも要因のひとつと言える。対策として条例上の定数を見直す自治体も増えているが、加東市においても条例定数と実団員数の差が年々広がっている以上、条例定数の見直しも検討する必要がある。

② 分団組織のない地区等の体制強化

市内にはまだ、自衛消防団が組織されていない地区や組織化されていない自治会が多くあり、これらの地区等の消防力は極めて脆弱です。

地域の総合的な防災力を強化するためにも、自衛消防団の組織化が必要であるため、現在消防団を設置していない地区等においては、近隣集落と既存の分団を共同で運営するなどにより、体制強化を図っていく必要があると考えている。

③ 分団の統廃合

消防団員を確保するためには、母体となる地区等の20～49歳の男性の人口が重要となり、この年代の人数が少ないと団員の確保は、容易ではない。

市内の各地区の中には、20～49歳の男性人口が極めて少ない地区も見受けられ、消防団を退団したくても、新たな団員を確保できないため、辞められないため団員の高齢化がすすんでいる地区もある。また、20～49歳の男性が比較的多い地区であっても、新興住宅地では、新入団の勧誘に応じてくれないことも多い。

加東市においても、この先団員の確保が更に難しくなる状況になることが予想されるため、前述に記載したあらゆる取り組みを積極的に図っていくが、近い未来、少子高齢化などの問題が全国レベルで加速していくことはゆるぎない事実であるため、将来的には、消防団の統廃合を検討することも視野に入れる必要があると思われる。しかし、消防団の統廃合をすすめるにあたっては、自治会間での調整など解決すべき問題が多いため、慎重な検討が必要である。



加東市消防団の概要



1 消防団とはどんな組織なの？

消防団とは、江戸時代中期に創設された町火消組合を祖型とし、明治 27 年に消防組規則の公布により消防組が全国で設置され、第二次世界大戦時には警防団に改編されましたが、戦後アメリカ軍などの占領軍から戦争協力機関と見なされ一度は廃止されましたが、戦後の防災体制強化のため、昭和 22 年勅令として消防団令が公布され、戦前の警防団は消防団として復活することになりました。

昭和 23 年、消防組織法が公布され勅令団体としての消防団は地方公共団体に附属する消防機関として規定され、今日における自治体消防のもとでの消防団の仕組みが整いました。

2 消防団の役割は？

消防団の多くは、自治会を中心とした地域を守るための自衛消防団として組織された成り立ちを持っていることから、地域内では「自分たちの地域を自分たちで守る。」という意識が高くなっています。

団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時の消火活動、地震や風水害などの大規模災害発生時における救助・救出活動、更に近年増加している認知症高齢者などの捜索などにも従事しています。

このため、消防団は地域住民の生命や財産を守るために、平常時においては、消防訓練、水利の点検、警戒などを行い、地域の消防力・防災力における重要な役割を担っています。

3 常備消防の設置

一方で、常備消防である消防本部も、市町村が設置する消防機関ですが、その歴史は比較的浅く、もともと大都市にしか設置されていませんでした。社会の高度成長とともに、主に救急需要に対応するため、地方部でも消防本部の設置が進み、加東市では、昭和 47 年に、現在の加東消防署と東条分署が設置されました。

その後、平成 23 年に 3 市 1 町（西脇市、加西市、加東市、多可町）で構成する「北はりま消防組合」が設立され、加東市消防本部は、にしか消防本部、加西市消防本部と統合されました。

4 消防団の必要性

地域内に常備体制の消防機関（消防署）が整備されているにもかかわらず、非常備の消防機関（消防団）を設置することを疑問と考える声が最近増えています。

平成 25 年 1 月に、全 75 分団を対象に行ったアンケート調査の中に「消防署があるのに、なぜ消防団が必要なのか？」と回答されていることから、地域の現状を認識し、市民全員が消防団の必要性を理解する必要があります。

「なぜ消防団が必用なのか？」を以下にその理由をまとめました。

(1) 常備消防(消防署)だけでは地域の消防力を維持できない

消防団は、火災発生時には、延焼の拡大を防止するための初期消火活動のほか、水利の確保及び消防署消火隊への水の補給、現場付近の交通整理や、鎮火後の監視などにより消火活動を支援しており、火災現場では、消防署と消防団が連携しなければ迅速で円滑な消火活動に支障をきたします。また、防火水槽や消火栓などの防火水利施設は、地元の消防団が普段から維持管理や点検を実施して維持しているなど、消防団は地域の防火体制を陰で支えています。

(2) 「消防団を中核とした地災力域防の充実強化に関する法律」の創設

平成 25 年 12 月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が定められました。この法律では、平成 23 年の東日本大震災を教訓として、今後発生する自然災害から一人一人の生命を守るため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る方針が国から示されています。

この法律の最大の特色は、地域防災の中核として消防団を重要視していることです。消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、これに代わるものはないとして、国と地方公共団体は、その抜本的な強化のため必要な措置を講ずるものとしています。

このような状況を踏まえ、これまでの消火・防火活動を主体とした消防団の捉え方に加え、総合的な地域防災力の要としての消防団の必要性も認識しなければなりません。

(3) その他の要因

これからの総合的な地域防災力の要として、消火・防火活動以外にも消防団には重要な役割があります。

台風シーズンなどに、洪水や水害の恐れの高まった場合には、消防団が水防団として待機し、河川や水路の状況を監視するとともに、土のうを積んで水防対策を講じたり、避難行動が必要な場合の誘導を行うなど、緊急時は昼夜を問わず水防活動に従事します。これらの活動は、地域の事情を熟知した消防団だからこそ可能であり、消防署員だけで対応することは不可能です。

また、行方不明者の搜索活動なども行うなど、地域内で発生する災害などにも常に消防団が参加しています。

さらに、消防団に加入することは、地域のコミュニティ活動への入り口であり、消防団活動を通して、自治会内での人間関係の醸成や地域への帰属意識を高める大切な機会を得ることにもなります。

5 消防団の現状は？

加東市消防団は、条例で 1,269 名と定められ、団長以下 3 名の副団長のもと、12 の小隊が編成されており、75 の分団がいずれかの小隊に所属しています。

しかし、近年高齢化の進展、また被雇用者である団員(いわゆるサラリーマン団員)の割合の増加、更に地域コミュニティへの参画意識の低下など、社会情勢の大きな変化に伴い、加東市においても団員数が年々減少傾向にあります。

6 階級及び定員

消防団の階級及び定員は下表のとおりです。

No.	階級	定員
1	団長	1 人
2	副団長	5 人以内
3	小隊長	12 人
4	分団長	75 人
5	副分団長	150 人
6	部長	75 人
7	班長	129 人以内
8	団員	822 以内

7 消防団の身分は？

消防団員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。

8 消防団の組織

消防団の小隊、分団名、管轄区域は下表のとおりです。

小隊	分団名	管轄区域
第1小隊	社、山国、松尾、出水、田中、鳥居	社、山国、松尾、出水、田中、鳥居、ひろのが丘
第2小隊	貝原、野村、西垂水、窪田、家原、上中、梶原、喜田	貝原、野村、西垂水、窪田、家原、上中、上中1丁目、上中2丁目、上中3丁目、梶原、喜田、喜田1丁目、喜田2丁目、佐保
第3小隊	沢部、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実	沢部、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実
第4小隊	畑、奥、上久米、下久米、久米	畑、廻淵、池之内、上久米、下久米、久米
第5小隊	上三草、下三草、木梨、藤田、馬瀬、牧野、吉馬	上三草、下三草、木梨、藤田、山口、馬瀬、牧野、吉馬
第6小隊	上鴨川、下鴨川、平木	上鴨川、下鴨川、平木
第7小隊	高岡、河高、下滝野、上滝野、光明寺	高岡、桜台、河高、下滝野、上滝野、光明寺
第8小隊	新町、北野、穂積、稲尾、曾我、多井田	新町、北野、穂積、稲尾、曾我、多井田
第9小隊	黒谷、古家、常田、西戸、少分谷、貞守、長井	黒谷、秋津、少分谷、長貞
第10小隊	天神、埴鹿谷、長谷、黒石、横谷、森	天神、埴鹿谷、永福、横谷、森
第11小隊	岡本、岩屋、森尾、新定、吉井、薮	岡本、岩屋、森尾、新定、吉井、薮
第12小隊	小沢、栄枝、厚利、松沢、東垂水、大畑、蔵谷	小沢、栄枝、厚利、松沢、東垂水、大畑

9 消防団員を募集しています

消防団は、火災のほか地震や風水害、更に捜索などが発生したとき、市民の皆さんに最も身近で細やかな活動を行う団体ですが、近年はサラリーマンの増加など就業形態の変化や少子化などにより青壮年層の入団者が減少し、団員の高齢化と団員数の減少などの諸問題を抱えており、組織の維持が困難になってきています。

どうか皆さん、今一度、消防団について理解を深めていただき、地域住民から愛され、親しまれ、信頼される消防団員になって地域社会に貢献して見ませんか。

加東市消防団は、バイタリティあられるあなたの力を求めています。



10 入団資格は？

入団資格は、加東市に居住または勤務する志操堅固かつ身体強靱な18歳以上の方または、消防団長が特に認める方で、欠格条項に該当しない方となります。

11 申込方法は？

消防団に入団を希望される方は、協働部防災課までご連絡ください。

団員募集ポスター（PDF リンク）

12 消防団の活動内容

消防団員の活動は、下表のほか、火災時の消火活動、火災予防、風水害等の災害対応、警戒、捜索、訓練、水利・機械・施設の点検、防火指導などです。

月	事業内容
4月	消防出初式
6月	消防操法大会
7月	普通救命講習会
	北播磨地区消防操法大会
8月	消防施設総点検
10～11月	秋のフェスティバル協賛消防ポンプ放水体験
11月	防火パレード
11～12月	小隊別訓練
12月	年末警戒
2月	人権学習
	安全管理セミナー

13 主な活動

(1)出初式

新年度を迎える4月、決意を新たにし、互いに力を合わせて「安全・安心のまち「加東市」の実現のため、消防出初式を挙ります。





(2) 操法大会

消防操法は、団員が日頃の訓練の成果を発揮し、消防操法技術の向上と士気高揚を図ることで、地域防災体制を強化するため、毎年 6 月に開催しています。加東市の大会を勝ち抜いた分団は、2 年に 1 回開催される北播大会、更には県大会の出場を目指し、日夜訓練に励んでいます。





この年は関西学院大学のチアダンスで大会に花を添えていただきました。

平成 28 年度操法大会開催とともに隣接会場で「イザ！カエルキャラバン！in かとう」を開催しました

「イザ！カエルキャラバン！」は、子どもたちに楽しみながら身につけてもらう防災訓練と、おもちゃのかえっこを組み合わせた防災イベントです。

当日は、各コーナーの運営を加東市消防団のみなさんに担当していただき、子どもたちに接するさわやかな笑顔から、強く優しい消防団員の姿が伺えました。





(3)秋のフェスティバル 消防ポンプ放水体験

10月から11月にかけて行われるイベント「秋のフェスティバル」において、来場されたお子さんに、防火衣とヘルメットをかぶっていただき、消防自動車前と消防用ポンプで放水しているところで記念撮影。小さなお子さんから女の子まで連日大盛況でした。また、放水体験をされたお子さんには素敵なプレゼントもお配りしました。



(4)防火パレード

秋の全国火災予防運動の期間に市内を5コースに分け、火事の未然防止のため、市民の皆さんへ火災予防の放送によりパレードを行ないます。



(5)機関員訓練

いざ！という時に備え、消防用ポンプの操作や技術・技能など、機関運用についての知識習得を目的とした訓練を行ないます。



(6)小隊別訓練

火災が多発する秋から冬にかけて各分団において、迅速な消火活動が出来る訓練を行い、分団及び小隊相互の意思疎通を図ります。

写真の小隊は、夜間の火災を想定し、早朝より行ないました。



(7)年末警戒初団式

年末何かと忙しい年の瀬、市民の皆様安心して新年を迎えていただくため、地域防災の要である消防団による年末警戒の初団式を行ないます。写真は、警戒開始にあたって、初団式を行なっている様子です。



(8) 普通救命講習会

軽度のけがの手当から、呼吸や心臓が止まった時の人口呼吸と骨髄圧迫の心肺蘇生法や、最近見かける機会が多くなったAEDの使い方まで、学科と実技学びます。



(9) 各種学習会、セミナーの参加

写真は、消防団員の公務災害防止のために、消防団員等公務災害補償等共済基金が消防団員を対象に実施する安全管理セミナーです。団員はこのほかにも学習会などを行っています。



兵庫県消防協会ホームページ（PDF リンク）